

第 8 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 6 年 1 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室					
開 議 時 刻	16 時 00 分					
閉 議 時 刻	16 時 54 分					
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠席	9	新 井 健 一	出○席 欠席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠席	12	田 口 隆 一	出○席 欠席
	5	高 澤 克 芳	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠席			
	7	太 田 実	出○席 欠席			
	8	間々田英治	出○席 欠席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	長谷川 浩	出○席 欠席	⑪	中村 彰 男	出○席 欠席
	②	西村 浩 一	出○席 欠席	⑫	堀口 晴 義	出○席 欠席
	③	石島 稔	出○席 欠席	⑬	秋山 玉 江	出○席 欠席
	④	浜山 陽 子	出○席 欠席	⑭	宇田川 はる 江	出 席 欠○席
	⑤	森田 一 男	出○席 欠席	⑮	江川 直 一	出○席 欠席
	⑥	小林 勝	出○席 欠席	⑯	寺田 正 彦	出○席 欠席
	⑦	江袋 年 史	出○席 欠席	⑰	島寄 典 緒	出○席 欠席
	⑧	新藤 雄 作	出○席 欠席	⑱	荻原 増 夫	出○席 欠席
	⑨	長島 孝	出○席 欠席	⑲	諸貫 達 也	出○席 欠席
⑩	高沢 宗 春	出○席 欠席	⑳	木村民 夫	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	小林 誠
					次長	広田 敦 史
					主査	赤城 太 郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出 4 議事録署名人の選出 5 議事 『議案第1号』 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>市長 事務局長 会長 議長 事務局次長</p>	<p>市長あいさつ (市長退席) 開会宣告(16:00) あいさつ 農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 (会長が議長となり、以後の議事を進行) 議事録署名人の選出についてですが、赤羽委員、高澤委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。 はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、4件となっております。 進行番号1でございますが、下中条〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、熊谷市上根〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さんが所有する下中条字深田〇〇〇番〇、地目：田、855㎡ 外2筆、計1,995㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の南に位置する下中条地内の農振農用地でございます。 次に進行番号2でございますが、北河原〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、北河原〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する北河原字中野〇〇〇〇番〇、地目：畑、38㎡について、自家消費分の野菜を作付けするため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。北河原公民館の西に位置する北河原地内の集落内農地でございます。 次の進行番号3と4は関連がございまして、お互いの農地を交換するものでございます。進行番号3は、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字中通〇〇〇〇番、地目：田、998㎡を、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんへ、進行番号4は、〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字尾崎通〇〇〇〇番、地目：田、998㎡を〇〇〇 〇〇さんへと交換するものでございます。理由としましては、それぞれ取得する農地の近隣で耕作しており、経営の効率化を図るため所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。小針クリーンセンターの西と南に位置する埼玉</p>
--	---	---

<p>『議案第2号』 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページをお願いします。議案第2号は、2件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、南河原〇〇〇番地 〇〇〇 〇〇さんが、自己所有の南河原字在家〇〇〇番〇、地目：畑、426㎡ 外3筆、計615.57㎡について、農家住宅敷地の拡張をしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、農業を営んでおりますが、老朽化した住宅の建て替えを考えて敷地を調査したところ、敷地の一部について農地法の手続きをしていないことが判明いたしました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。県道北河原熊谷線の北に位置する南河原地内の集落内農地でございます。なお、宅地面積と合わせた敷地合計面積は、3,679.76㎡になる予定でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、若小玉〇〇〇〇番地 〇〇〇 代表役員 〇〇 〇〇さんが、自己所有の若小玉字中村〇〇〇〇番〇、地目：畑、965㎡ 外1筆、計998㎡について、境内地の敷地拡張をしたいとして申請があったものでございます。</p>
---	--	--

<p>『議案第3号』 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について</p>	<p>間々田委員 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>申請人は、お寺の住職をしておりますが、隣接地で駐車場の計画をしたところ、既存施設の敷地の一部が登記地目上農地であることが判明したため、整理をしようとするものでございます。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。本堂の北側の部分で県道熊谷羽生線の北に位置する若小玉地内の集落に接する農地でございます。なお、既存施設の南側の2か所及び西側に予定している駐車場については、この後の議案第4号でご審議いただく予定でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る1月19日、現地調査をしていただいておりますので、間々田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る1月19日、私と川島委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び間々田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の2ページをお願いします。議案第3号は、1件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、熊谷市大塚〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、忍〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇さんが所有する谷郷字新田〇〇〇〇番〇、地目：田、493㎡について、住宅を建築したいとして令和5年4月14日付けで許可を受けておりますが、この度、計画を取り止め、桜町〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇さ</p>
--	---	---

<p>『議案第4号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>んに転用計画を承継しようとするものでございます。</p> <p>理由としましては、不動産売買契約解除になったためとのことですが、詳しく理由を確認したところによりますと、造成工事を始めたところ、敷地を縦横断する排水管が計4本出てきたことにより、不安を感じ、契約解除に至ったとのことですが、排水管自体は使われていないものであったため、既に撤去をしたとのことではありますが、それでも不安であるとの理由で契約解除になったものでございます。</p> <p>なお、承継者につきましては、排水管のことも全て話したうえで了解していただいているとのことですが、</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。行田市停車場酒巻線の東に位置する谷郷地内の集落内農地でございます。</p> <p>また、この計画変更は、事業計画者の変更を承認するものであって、承継した者の転用許可につきましては、次の議案第4号でご審議いただく予定になっております。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第4号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。議案第4号は、4件となっております。</p> <p>進行番号1は、先程の議案第3号でご審議いただいた計画変更の承継者である〇〇 〇〇さんの転用計画でございまして、住宅1棟、98.33㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供が産まれるのを機に戸建て住宅の建築を計画したところ、本件申請地の話を聞き、工事途中であった本件申請地での転用計画を承継することにしたも</p>
---	--	---

のでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。行田市停車場酒巻線の東に位置する谷郷地内の集落内農地でございます。

次に進行番号2でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、444㎡について、使用貸借により住宅1棟、93.16㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、以前から戸建て住宅を持ちたいと考えていたところ、義父より申請地を貸してもらわれることになり、申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。埼玉中学校の北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、若小玉〇〇〇〇番地 〇〇〇 代表役員 〇〇 〇〇さんが、若小玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する若小玉字中村〇〇〇〇番、地目：畑、998㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人はお寺の住職をしておりますが、現在、約400軒の檀家数に対し、お寺の駐車場が25台分しかなく、お彼岸やお盆には市道へ路上駐車をしてしまい、苦情も多く困却しておりました。このまま近隣住民に迷惑をかけ続けるわけにもいかず、駐車場用地を確保しようと土地所有者に相談したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、若小玉〇〇〇〇番地 〇〇〇 代表役員 〇〇 〇〇さんが、個人で所有している若小玉字中村〇〇〇〇番、地目：畑、181㎡ 外1筆、計366㎡について、使用貸借により境内地の敷地拡張をしたいとして申請があったものでございます。

こちらは、先程議案第2号の進行番号2でご審議いただいた案件と同様に、既存施設の敷地の一部が登記地目上農地であることが判明したため、整理をしようとするものでございます。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧下さい。本堂の南側の部分で県道熊谷羽生線の北に位置す

報告事項	川島委員	<p>る若小玉地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>以上で議案第4号の説明を終わりますが、去る1月19日、現地調査をしていただいておりますので、川島委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る1月19日、私と間々田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第4号についての説明及び川島委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	主査	<p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>(1)につきましては、市街化区域内における転用でございます。</p> <p>市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、6件の届出があり、転用目的は、住宅、駐車場、建売分譲敷地、分譲住宅でございます。</p> <p>添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、10件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。</p> <p>合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p>
	議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から「報告事項」についての説明がございました。「報告事項」となりますので、よろしくお願いいたします。</p>

6 その他	事務局長 主査	<p>以上で、すべての議事についての審議、並びに報告事項につきましては、終了いたしました。</p> <p>皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝申し上げます、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12月市議会一般質問について（報告） ・ 転用許可地の県条例（土砂条例）違反について ・ 令和5年度北埼玉地区農業委員会協議会研修会の開催について（R6.2.15 パストラル加須） ・ 北埼玉スマート農業研究会主催の鈴木宣弘先生講演会について（R6.2.20 J Aほくさい本店） ・ 令和6年度農業委員会総会日程について
7 閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、第8回農業委員会を終了いたします</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>（16：54）</p>